

社会福祉法人野菊福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は野菊福祉会（以下「この法人という」）の定款の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員 の 定義)

第2条 規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第3条 職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。但し、この法人野職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び支給の辞退を申し出た者に対しては、報酬は支給しない。旅費の支給方法は、よしたけ保育園職員旅費規程に準じ、園長級相当とする。

- (1) 役員報酬
- (2) 評議員報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程を持って、報酬の支給基準としてホームページで公表する。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

別表1 (役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会への出席	5,000 円
法人・施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 監事

	日額
監事監査の実施	10,000 円
理事会への出席	5,000 円
法人・施設業務のための出勤	5,000 円

別表2 (評議員の報酬)

	日額
評議員会への出席	5,000 円
法人・施設業務のための出勤	5,000 円

附則

この規程は平成29年6月20日より施行する。